

日野市耐震改修促進計画

(平成 20 年度～平成 27 年度)

平成 20 年 12 月

日 野 市

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	位置づけ	2
3	本計画の対象区域と対象建築物	3
4	本計画の計画期間と検証年次	3
第2章	基本方針	4
1	想定される地震の規模、被害の状況	4
2	耐震化の現状	5
3	耐震化の目標	7
第3章	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1	基本的な取組方針	10
2	重点的に取り組むべき施策	10
第4章	耐震化に係る総合施策の展開	15
1	日野市における耐震化施策	15
2	耐震化を促進するための環境整備	17
3	関係団体との連携	18
第5章	その他関連施策の推進	20
1	関連施策の推進	20
2	関係団体と連携した検討会等への参画	21
	用語解説	22
	参考資料	23

第1章 はじめに

1 背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであった。また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震及び平成19年7月の新潟県中越沖地震など、大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がった。

このように建築物の地震対策が緊急の課題とされる中、中央防災会議^{*1}の「地震防災戦略」、地震防災推進会議^{*2}の提言等を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成17年11月7日に改正された。これを受け、政令や省令及び関連する国土交通省告示が示され、平成18年1月26日から法が施行された。

さらに、国が平成18年1月に策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）において、都道府県の耐震改修促進計画については、法施行後、できるだけ速やかに策定すべきであるとの考えが示された。

これを受け、東京都では、平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画」（以下「都計画」という。）を策定し、既存建築物の耐震化施策を総合的に進めている。

都計画では、地震により想定される被害の半減に向けて、都民の生命と財産を保護するため、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い東京の実現を目指すものとしており、原則として、全ての区市町村において、耐震改修促進計画を策定するものとしている。

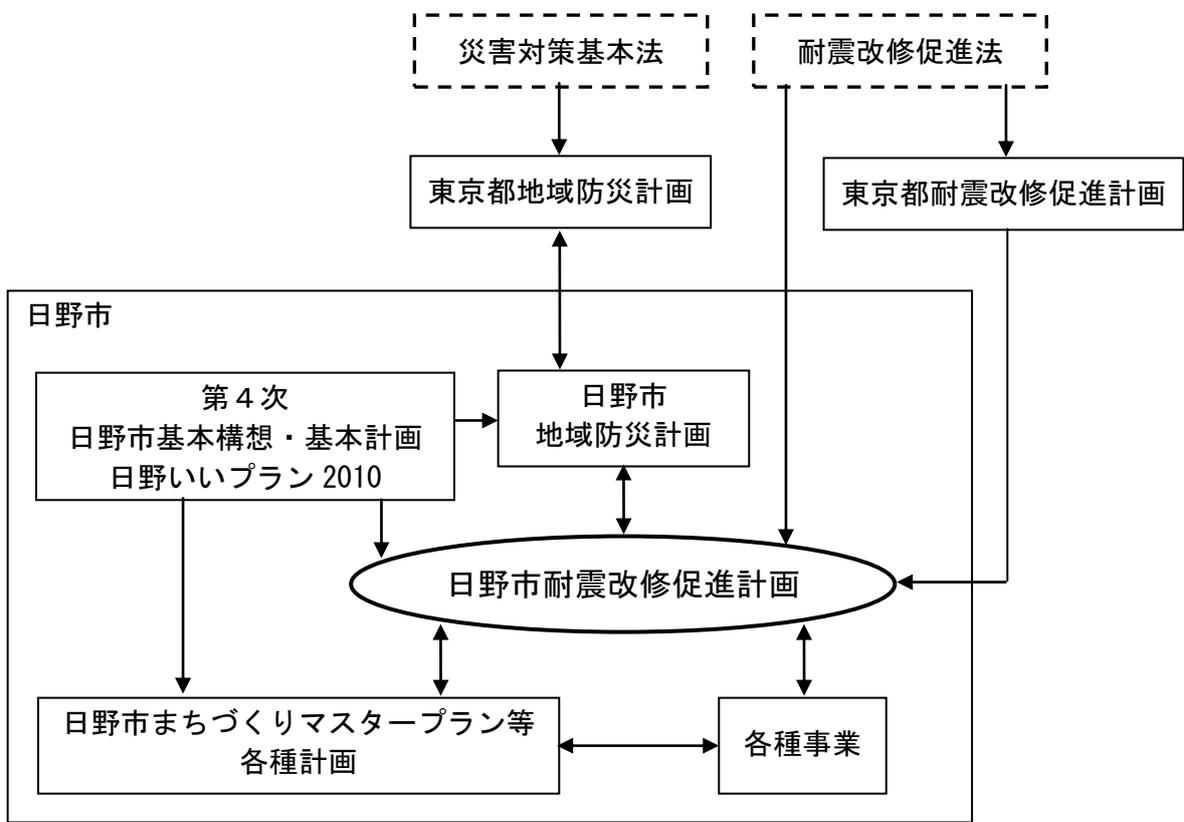
こうした動きを踏まえ、日野市は住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、震災から市民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちを実現することを目的とした、日野市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

2 位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項^{※3}の規定に基づき策定するものである。

策定に際し、都計画を踏まえ、「日野いいプラン2010」、「日野市まちづくりマスタープラン」及び「日野市地域防災計画」等と整合を図るものとする。

図1-1 関連する法律・計画と本計画の関係



3 対象区域と対象建築物

本計画の対象区域は、日野市全域とする。

本計画の対象とする建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していないもの、その他これに類するもので市が認めたものとする。なお、国立施設及び都立施設については対象外とする。

表 1-1 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容
住 宅	・ 戸建住宅（長屋住宅を含む）
	・ 共同住宅（市営住宅を含む）
民間特定建築物	・ 耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物
防災上重要な市有建築物	・ 特定建築物及び避難所に該当する市有建築物

4 計画期間と検証年次

本計画は、平成 20 年度から平成 27 年度までを計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組を行うこととする。

なお、社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行うこととする。

第2章 基本方針

1 想定される地震の規模、被害の状況

本計画では、都計画との整合を図るため、「首都直下地震による東京の被害想定（東京都防災会議平成18年5月策定）」（以下「都被害想定」という。）から、多摩直下地震（いずれもマグニチュード7.3）を想定する。

都被害想定によると、被害の大きい多摩直下地震（マグニチュード7.3、冬の夕方6時、風速6m/秒）が発生した場合の日野市における被害は、建物全壊棟数873棟、死者35名、負傷者は1,257名（内重傷者146名）、と想定される。

■ 東京で想定される地震の規模・被害の状況

建物の倒壊や家具の転倒による死傷者数及び建物全壊棟数

表2-1 東京都全域で想定される地震の規模と人的被害・建物被害の状況

想定する地震	死者数	負傷者数 () 内：重傷者数	建物全壊棟数
東京湾北部地震 M7.3 (冬の朝5時、風速6m/s)	4,524人	163,183人 (24,550人)	126,523棟
東京湾北部地震 M7.3 (冬の夕方6時、風速6m/s)	5,248人	152,336人 (22,961人)	126,523棟
多摩直下地震 M7.3 (冬の朝5時、風速6m/s)	1,690人	104,991人 (9,903人)	51,669棟
多摩直下地震 M7.3 (冬の夕方6時、風速6m/s)	3,326人	85,035人 (11,371人)	51,669棟

（「首都直下地震による東京の被害想定」より）

■ 日野市で想定される地震の規模・被害の状況

建物の倒壊や家具の転倒による死傷者数及び建物全壊棟数

表 2-2 日野市で想定される地震の規模と主な人的被害・建物被害の状況

想定する地震	死者数	負傷者数 () 内：重傷者数	建物全壊棟数
東京湾北部地震 M7.3 (冬の朝 5 時、風速 6m/s)	10 人	280 人 (30 人)	104 棟
東京湾北部地震 M7.3 (冬の夕方 6 時、風速 6m/s)	18 人	350 人 (44 人)	104 棟
多摩直下地震 M7.3 (冬の朝 5 時、風速 6m/s)	47 人	1,611 人 (162 人)	873 棟
多摩直下地震 M7.3 (冬の夕方 6 時、風速 6m/s)	35 人	1,257 人 (146 人)	873 棟

(「首都直下地震による東京の被害想定報告書」より)

※参考

阪神淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日） 淡路島北部 深さ 16km M7.3 死者 6434 名
新潟中越地震（平成 16 年 10 月 23 日） 新潟県中越地方 深さ 13km M6.8 死者 68 名

2 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

固定資産概要調書^{※4}からの推計によると、平成 19 年度時点における市内の住宅総数は、約 43,444 棟であり、東京都の耐震化率^{※5}の推計方法に準じて算定すると、このうち約 27,862 棟（64.1%）の住宅が必要な耐震性を満たしているものと想定され、残り約 15,582 棟（35.9%）の住宅が必要な耐震性を満たしていないと想定される。

必要な耐震性を満たしているものと想定される住宅数を構造別にみると木造住宅では約 19,147 棟（58.7%）、非木造住宅では約 8,715 棟（80.3%）となっている。

表 2-3 住宅の耐震化の現状（市営住宅を含む）

単位：棟

種別	構造	昭和 56 年 以前の住宅 a	昭和 57 年 以降の住宅 b	住宅数 a + b = c	耐震性を満 たす住宅数 d	耐震化率 d / c
住宅	木造	14,949	17,653	32,602	19,147	58.7%
	非木造	3,866	6,976	10,842	8,715	80.3%
	合計	18,815	24,629	43,444	27,862	64.1%

※昭和 56 年以前の住宅における耐震性を有する住宅の割合については、都の耐震化率の推計方法に準じて算出している。

(2) 民間特定建築物の耐震化の現状

調査結果によると、市内の民間特定建築物は約 95 棟である。

都の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、このうち、74 棟 (77.9%) の建築物が必要な耐震性を満たしていると想定される。一方、21 棟 (22.1%) の建築物が必要な耐震性を満たしていないと想定される。

表 2-4 民間特定建築物の耐震化の現状

単位：棟

用途	昭和 56 年 以前の 建築物 a	昭和 57 年 以降の 建築物 b	建築物数 a + b = c	耐震性を 満たす 建築物数 d	耐震化率 d / c
防災上特に重要な建築物 (学校、病院等)	30	18	48	34	70.8%
災害時要援護者が利用する建築物 (社会福祉施設等)	1	7	8	7	87.5%
不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、ホテル等)	0	1	1	1	100.0%
その他の建築物	10	28	38	32	84.2%
合計	41	54	95	74	77.9%

※定期報告データにより推計した耐震化率

(3) 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状

平成 19 年度現在、市内の防災上重要な市所有建築物 (特定建築物及び避難所に該当する市有建築物のうち市立小中学校をのぞいたもの) は 20 施設あり、東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、そのうち 14 施設 (70%) は必要な耐震性を満たしていると想定されるが、残りの 6 施設 (30%) は耐震性を満たしていないと想定される。

また、市立小中学校については、校舎では全棟数 84 棟のうち、耐震性を満たしていると想定される建物は 79 棟 (94.0%) あり、残りの 5 棟は耐震性を満たしていないと想定され、体育館については、全棟数 25 棟のうち、耐震性を満たしていると想定される建物は 15 棟 (60.0%) になり、残りの 10 棟については耐震性を満たしていないものと想定される。

表 2-5 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状
(特定建築物及び避難所に該当する市有建築物のうち市営住宅と小中学校をのぞいたもの)
単位：棟

種 別	昭和 56 年 以前の 建築物 a	昭和 57 年 以降の 建築物 b	建築物数 a + b = c	耐震性を 満たす 建築物 d	耐震化率 d / c
防災上重要な 市有建築物	10	10	20	14	70.0%

表 2-6 市立小中学校の耐震化の現状
単位：棟

市立小中学校用途	昭和 56 年 以前に建築 されたもの a	昭和 57 以降に建築 されたもの b	全棟数 a + b = c	aのうち耐 震化 されたもの d	耐震化率 b + d / c
校 舎	62	22	84	57	94.0%
体育館	21	4	25	11	60.0%

3 耐震化の目標

住宅、民間特定建築物、防災上重要な市有建築物について、国の基本方針や都計画との整合を図り、平成 27 年度までに目標とする耐震化率を下記の通りとする。

表 2-7 耐震化率の現状と目標

建築物の種類	耐震化率	
	現状 (平成 19 年)	目標 (平成 27 年)
住 宅	64.1%	90%
民間特定建築物	77.9%	90%
市所有建築物	70.0%	100%

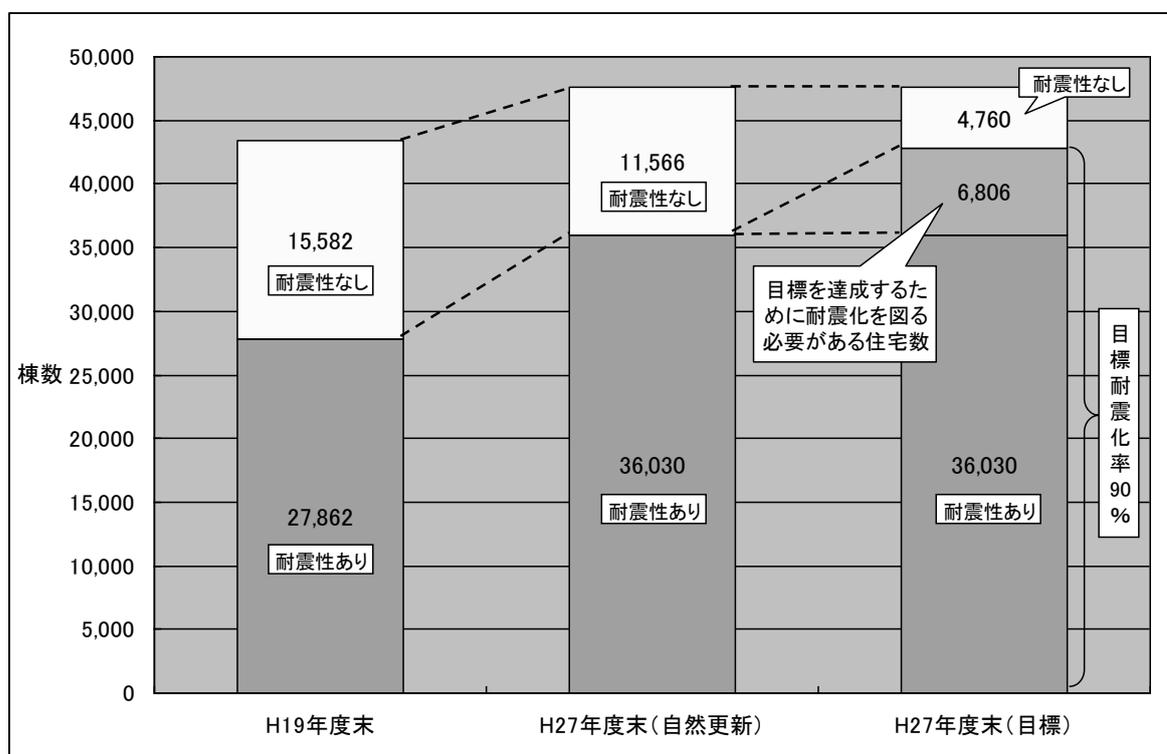
(1) 住宅の耐震化の目標

住宅については、市民の生命、財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、耐震化を促進することが重要である。

国の基本方針を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から半減させることを目指し、住宅については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。

現状の耐震化率は 64.1%であるが、平成 27 年度時点では建物数の自然増加や建替えにより耐震性のある住戸の増加が見込まれるため、耐震化率は 75.7%になると推計される。したがって、耐震化率 90%の目標を達成するため、約 6,806 棟分の耐震化が必要である。(固定資産概要調書より推計)

図 2-1 住宅の耐震化の目標



(2) 民間特定建築物の耐震化の目標

市内には、多数の人が利用する民間特定建築物が数多く集積し、経済活動の促進に大きな役割を果たしている。市民の生命の保護と経済活動における減災を図るため、民間特定建築物の耐震化を促進することが重要である。

国の基本方針を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から半減させることを目指し、民間特定建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 90%とすることを目標とする。

現状の耐震化率は 77.9%であり、耐震化率 90%の目標を達成するため、約 11 棟分の耐震化が必要である。なお、この推計は、特殊建築物定期調査報告のデータを基にしており、今後は実態把握に努めるとともに、防災上重要な道路を閉塞させるおそれのある

沿道建築物の耐震化を優先的に進めるなど、計画的な耐震化促進に取り組む必要がある。

(3) 防災上重要な市有建築物の耐震化の目標

市有建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

市有建築物のうち、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる、防災上重要な市有建築物については、平成 27 年度までに耐震化率を 100% とすることを目標とし、計画的に耐震化を図ることとする。

なお、市立小中学校の耐震化については、教育施設整備事業計画^{*7}に基づき、校舎は平成 21 年度（1 校は未定）、体育館については平成 22 年度までに完了する予定となっている。

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

(1) 建物所有者の主体的な取組み

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組むことも必要である。

(2) 市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組みを支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための、無料耐震診断など耐震化に係る助成制度等による財政的な支援や広報・耐震対策のチラシ・ホームページなどによる情報提供と耐震相談などの技術的な支援を行う。また、新たに震災対策上公共性が高いなど、公共的観点から必要がある場合には財政的な支援を行うこととする。

(3) 耐震化を促進するための関係者との連携

市は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、都及び関係団体と十分連携して取り組むこととする。

2 重点的に取り組むべき施策

(1) 住宅（木造）の耐震化

地震による人的被害は、住宅の倒壊によるものが多い。また、住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災がひきおこされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

特に木造住宅については、市民が安心して居住し生活がおくれるよう、重点的に耐震化を推進することが重要であるが、そのためには、建物所有者等が耐震化の必要性や重要性について十分に認識することが必要となる。

市は、市民が相談しやすい環境づくりや耐震化・支援策等についての情報提供等、広報やパンフレット等を活用した啓発を図るとともに、関係団体等とも連携しながら耐震診断の普及、耐震改修の促進を図る。

財政支援の面では、固定資産税の減額制度等の優遇税制の周知を図るとともに、耐震診断及び耐震改修工事等に係る助成事業について、国等の耐震改修の促進に係る補助制度等を活用し、より一層の充実に努める。

また、市内で広く行われている土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善とともに良好な宅地を供給することで、災害に対する安全性の確保や、住宅の耐震

化の促進に大きく寄与している。今後、各地区で事業が進捗するにしたいが、木造住宅の耐震化がさらに促進されることが期待できる。

(2) 防災上重要な市有建築物の耐震化

防災上重要な市有建築物は、平常時から多くの市民が利用する一方、災害時には、避難、備蓄、救援救護活動の拠点となることから、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震性が求められる。

その他の市有施設については、災害対策の位置付けや老朽度等から、日野市地域防災計画及び今後整備が検討されている施設保全計画と整合を図りながら耐震化を進める。

具体的には、地域の避難施設の中心となる小中学校について、学校施設整備計画により計画的に耐震化を進めているところである。また、乳幼児や子どもが1日の大半を過ごす保育園・児童館・学童クラブについては、施設改修計画により順次耐震化を図っている。

また、現在予定されている（仮称）市民の森ふれあいホールの建設により、新たな災害時の拠点の整備が進められることに伴い、機能分化を行う南平体育館や中央公民館・中央福祉センターについては、機能改善のための改修工事に合わせ、耐震化を図っていくこととする。

市役所本庁舎については、震災時における復旧活動の拠点であることや、震災後に被災者が必要とする各種証明の取得、高齢者・障害者・子育て世帯への生活支援等の中核施設となることから、庁舎保全計画に従い計画的に耐震化を進める。

(3) 民間特定建築物の耐震化

民間特定建築物の所有者の多くは、自己の所有する建物が耐震改修促進法に規定された特定建築物に該当するという事実を理解していないことが想定される。そのため、各種パンフレットや市の広報等により、耐震化の必要性や建物所有者の責務等について積極的な啓発を行う。

また、民間特定建築物には、日野市建築指導課や日野消防署が所管してきた特殊建築物定期報告制度及び消防用設備点検報告制度に重複する建築物も多い。これらの建築情報をベースに特定建築物の調査による正確な実態把握に努め、その結果、特定建築物と判断された昭和56年以前の建築物の所有者には、耐震診断や耐震改修に向けての相談、助言を関係団体等と連携しながら行い、計画的に耐震化を促進する。

(4) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化

地震により防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害に繋がる恐れがある。また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧及び復興活動を困難にさせることが見込まれる。

このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を、あらかじめ指定し、沿道の建築物に

ついて重点的に耐震化を促進する。

■ 閉塞を防ぐべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第1号^{※8}に定める地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、都計画で指定される緊急輸送道路を指定し、本計画の検証時に、「日野市地域防災計画」に位置づけられる緊急道路啓開路線との整合を図り、追加指定を検討する。

図 3-1 東京都緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路

- ・ 主要地方道第 41 号線稲城・日野線（川崎街道）
- ・ 一般都道第 173 号線上館・日野線（北野街道）
- ・ 国道 20 号日野バイパス
- ・ 一般都道 256 号線八王子・国立線(甲州街道)
- ・ 中央高速自動車道

第 2 次緊急輸送道路

- ・ 日野幹線市道 I-9 号線（日野市役所入り口信号～日野消防署）
- ・ 日野幹線市道 II-48 号線（日野市役所前信号～神明一信号）

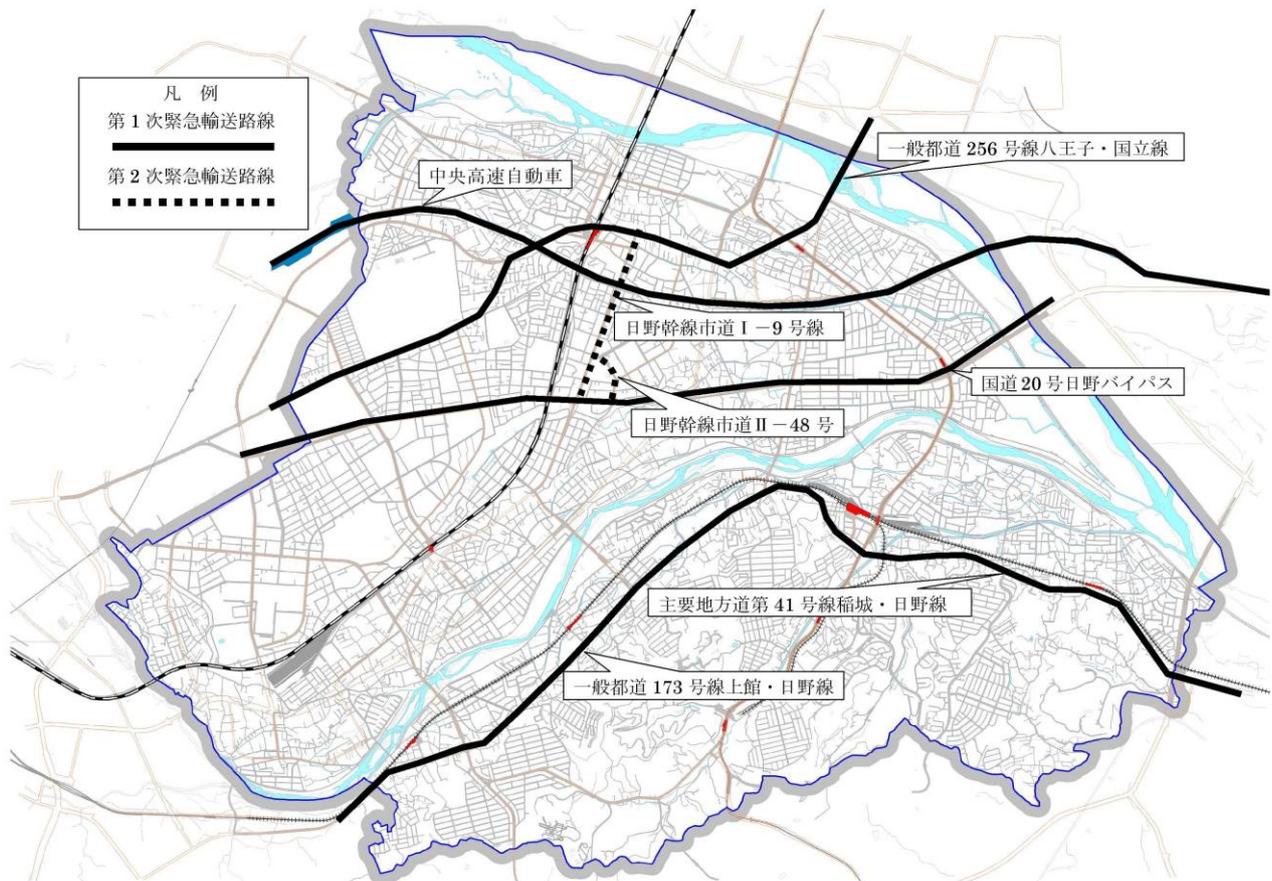
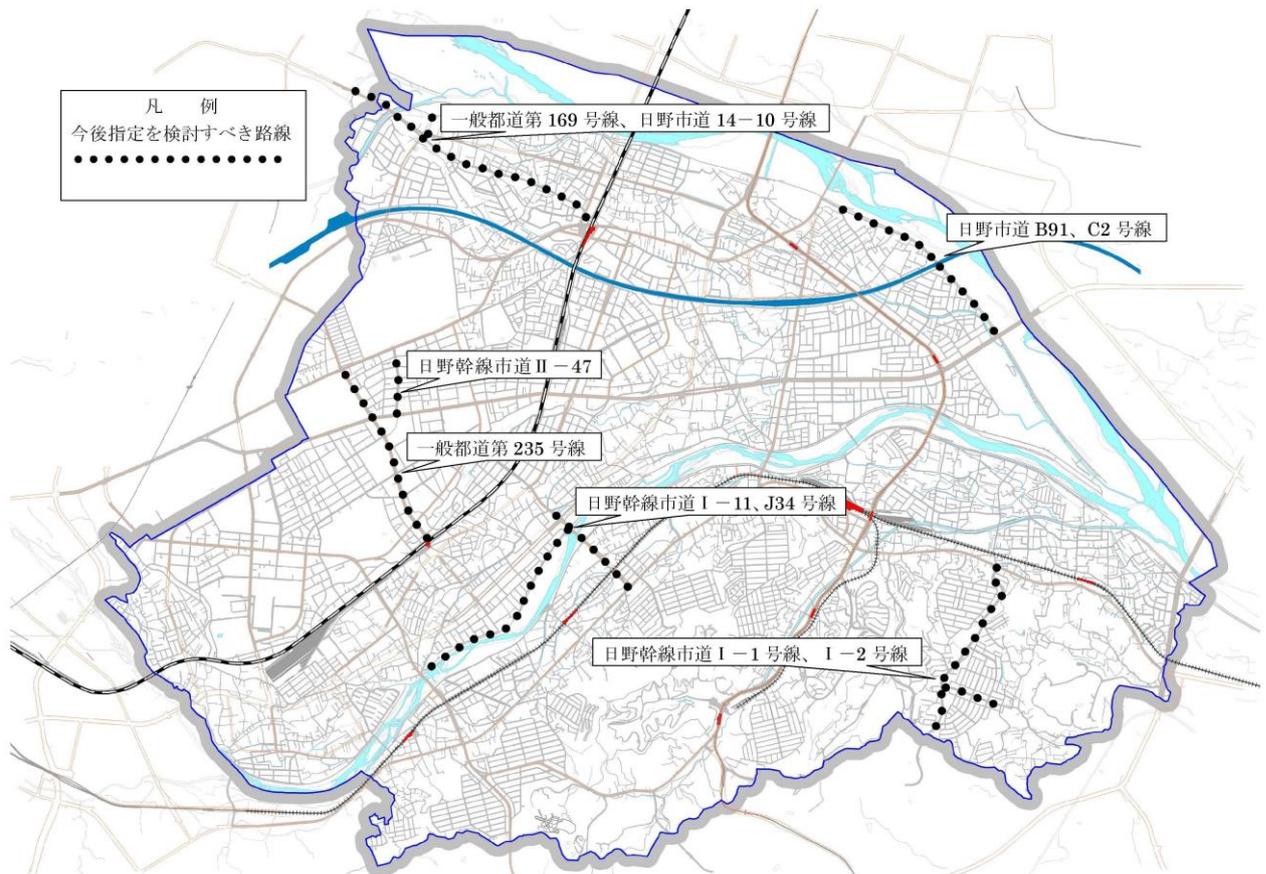


図 3-2 日野市において指定を検討すべき路線

- ・ 日野市道 B91、C2 号線（日野橋～多摩川グラウンド）
- ・ 日野幹線市道 I-11、J34 号線（南平二信号～豊田児童グラウンド）
- ・ 一般都道第 169 号線、日野市道 14-10 号線（多摩大橋～東光寺グラウンド）
- ・ 日野幹線市道 I-1 号線、I-2 号線（三沢信号～観音堂公園付近）
- ・ 一般都道第 235 号線（豊田停車場線）
- ・ 日野幹線市道 II-47 号（日野市立病院信号～日野自動車(株)西門）

（日野市地域防災計画 P180 の別表より抜粋）



(5) 木造建築物が密集する地域における建築物の耐震化

木造住宅密集地域では、地震時の住宅の倒壊等により道路閉塞が起こり、避難や救急・消火活動が妨げられ、市街地火災などの二次災害につながる危険性が高い。

現在、市内では日野本町四丁目地区において、災害に強いまちづくりを目標として避難路や緊急自動車の通行できる道路整備、接道不良の改善及び老朽化した建築物の建替えの推進を行っている。

今後、木造住宅密集地域に類似する他の地域においても、耐震化を重点的に進めるとともに、耐震化に併せて不燃化や空地確保を促進するため、建替えに対する支援も視野に入れ、地域固有の問題の抜本的解決に向けた誘導施策を検討する。

図 3-3 日野本町四丁目密集事業区域



第4章 耐震化にかかる総合施策の展開

1 日野市における耐震化施策

(1) 日野市木造住宅簡易耐震調査（担当窓口：建築指導課）

国土交通省住宅局監修「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく簡易耐震調査を行い、耐震に関する意識の向上を図り、より専門的な木造住宅の耐震診断の実施を推進することを目的としている。上記調査を（社）日野市シルバー人材センター登録の建築士が行い、その際の費用は日野市が負担している。

【対象住宅】

- ・日野市内にあるもの
- ・昭和56年以前（1981年以前）に建築されたもの
- ・木造（在来軸組工法に限る）2階建て以下のもの
- ・一戸建ての住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む）
- ・個人で所有しているもの（賃貸を目的とする住宅を除く）

(2) 日野市木造住宅耐震診断補助金（担当窓口：建築指導課）

簡易耐震調査では心配な方でより詳しい耐震診断を希望される方、または、建物の安全性を確認してから耐震補強工事を考えられている方に、社団法人東京都建築士事務所協会西部支部の診断を受けていただき、診断費用の補助金を交付している。補助金の交付額は、耐震診断に要した経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度としている。

【対象住宅】

- ・日野市内にあるもの
- ・昭和56年以前（1981年以前）に建築されたもの
- ・木造（在来軸組工法に限る）2階建て以下のもの
- ・一戸建ての住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む）
- ・個人で所有しているもの（賃貸を目的とする住宅を除く）

(3) 住宅リフォーム助成（耐震補強工事）（担当窓口：産業振興課）

安全安心のまちづくりの推進（耐震補強工事）及び高齢者・障害者等の住環境整備（バリアフリー対応型工事）を対象とした住宅リフォーム工事に対して助成を行っている。

【対象住宅】

- ・市民の方（これから市民となる方を含む）がリフォーム後も居住し続ける市内の個人住宅

【対象工事】

- ・日野市木造住宅耐震診断助成を受け、耐震補強工事を実施するもの（昭和56年以前に建築されたもの）

【補助金額】

- ・対象工事に係る費用の補助対象部分の1/10で20万円が上限

(4) 耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除（担当窓口：建築指導課）

耐震化促進のため、一定の要件に適合する耐震改修をした住宅について、所得税額から特別控除を受けられる耐震改修促進税制について周知している。

【要件】

- ・自ら居住の用に供する木造住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ・平成20年1月1日から平成20年12月31日までに現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったものであること

【所得税から控除される額】

- ・耐震改修に要した費用の10%に相当する額かつ20万円が上限（補助事業を受けた場合は、耐震改修に要した費用から補助額を差し引いた額の10%かつ20万円が上限）

【所得税額から控除を受けるための手続き】

- ・市から、要件に適合することについて、住宅耐震改修証明書の交付（手数料200円）を受けて、所得税の確定申告を行う必要がある。

(5) 固定資産税の減額措置（担当窓口：資産税課）

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく一定の耐震改修工事を行い次の要件を満たす場合、以下の減額措置を受けられる。

【要件】

- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修
- ・耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上

【減額内容】

- ・改修完了時期別（1戸あたり120㎡相当分までに限る）
- ・平成21年まで…減額期間3年度分、家屋に係る税額の2分の1
- ・平成22～24年…減額期間2年度分、家屋に係る税額の2分の1
- ・平成25～27年…減額期間1年度分、家屋に係る税額の2分の1

【申請方法】

- ・改修後3ヶ月以内に検査機関等が発行する現行の耐震基準に適合した工事であることを証する証明書（用紙は市役所1階資産税課にあり）及び、工事費用が分かる書類を申告書に添付し資産税課へ申請する。

2 耐震化を促進するための環境整備

(1) 普及啓発

① 地震防災情報の提供

日野市では、市民の防災意識の向上や事前の備えに役立つよう、平成 18 年 3 月に「日野市防災マップ」を全戸配布するなど、防災情報を提供してきた。今後も広報や市ホームページ等で関連情報を提供し、普及啓発を図る。

② 地域危険度測定調査結果の活用

都が策定した地震に関する地域危険度測定調査等を活用し、地震に関する地域の危険度を周知し、理解を得ることにより、住民に対して耐震診断及び耐震改修の普及啓発を図る。

【参考】地震に関する地域危険度測定調査

東京都震災対策条例第 12 条の規定に基づき、以下の目的で概ね 5 年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するもの。

- ・地震に強い都市づくりの指標とする。
- ・震災対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- ・震災に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

③ 相談体制の整備及び情報提供の充実

市は、建物所有者等、市民からの問い合わせに適切に対応できるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の充実を図ることとする。

また、耐震診断及び耐震改修に関する各種パンフレット等を作成し、市民や関係者等へ配布するなど、普及啓発及び情報提供の充実を図ることとする。

【相談体制の整備と充実】

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、助言や情報提供を適切に行うなど、建築物所有者等のニーズに的確に対応することが重要であり、また身近で手軽に相談できる窓口体制が整備されていることも必要である。

このため、市では耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を平成 20 年度より市役所建築指導課に開設し、電話での耐震相談も受け付けるなど、今後さらに、相談しやすい環境を工夫するなど充実を図ることとする。

【情報提供の充実】

市民や事業者等に対し、耐震診断及び耐震改修に関する助成事業等について普及啓発を図るため助成制度のパンフレット、耐震対策関係の資料・写真、住まいの耐震対策チラシの戸別配布などの情報提供を行っていくものとする。また、市の広報への掲載や耐震対策臨時号の発行、ホームページ掲載など、多様な広報活動を実施する。

今後、防災週間などイベントの機会を利用して、耐震化に関する機器の展示、写真、耐震ビデオ放映やパンフレット等を整備し情報提供の充実を図ることとする。

(2) 建物所有者への指導・指示等

市は、特定建築物の所有者に対し、耐震化を促進するため、所管行政庁との連携により、耐震改修促進法に基づく指導・助言を行う。

また、指示対象となる一定規模以上の特定建築物の場合においては、指導に従わない者に対しては指示を、正当な理由なく指示に従わない場合はその公表を、公表にもかかわらず耐震改修等が行われない場合は、建築基準法に基づく勧告・命令を行うこととする。

【対象建築物】

- ・指導及び助言の対象建築物は、耐震改修促進法第6条に定める特定建築物とする。
- ・指示の対象建築物は、耐震改修促進法第7条第2項に定める特定建築物とする。

【指導、指示等の実施の流れ】

・耐震改修促進法第7条第1項^{※9}に基づく指導及び助言

対象となる特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して、その実施を促す。啓発文書の送付や説明会の開催等により指導及び助言を行う。

・耐震改修促進法第7条第2項に基づく指示

指導及び助言により、耐震診断又は耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行う。

・耐震改修促進法第7条第3項^{※10}に基づく公表

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必用な耐震診断又は耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表する。公表に当たっては、所有者による耐震診断又は耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震診断・耐震改修の実施の見込みを勘案して判断する。

3 関係団体との連携

市は、東京都や他自治体及び建築関係団体、地域住民等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

(1) 東京都や他自治体との連携

市は、耐震改修の目標実現のために、耐震改修に関する行政施策を推進する東京都や他自治体との連携を図る。

(2) 関係団体、事業者との連携

市内の建築設計者・工事業者、その他関係団体等をつくる組織との情報交換を行い、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとする。

(3) 地域住民との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識を高めることが重要である。市は、地域住民との連携を図るために、相談会の開催やパンフレットの配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図る。

また、災害時の避難や消火活動は、地域の人々が組織的に災害に対応することが重要であることから、自治会や町内会等の地域住民との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むものとする。

第5章 その他関連施策の推進

1 関連施策の推進

(1) 家具転倒防止器具の取付・給付事業（担当窓口：防災課）

近年、国内で発生した地震では、転倒したタンスに下敷きになったり、転倒した食器棚から散乱し破損したガラスを踏んで怪我をすることなどが多く、こうした被害は家具に転倒防止器具を取り付けることにより防ぐことができる。そこで、日野市では高齢者のみの世帯などを対象に家具転倒防止器具の取付・給付事業を行っている。

平成21年度より対象世帯の要件をなくし、事業を拡充することも検討している。

【対象世帯】

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯で介護保険認定者がいる世帯
- ・身体障害者手帳2級以上または東京都愛の手帳2度以上の障害者がいる世帯

【器具の種類】

- ・チェーン式（長さ40cm、80cm・2個1組）
- ・ベルト式（長さ10cm～90cm・2個1組）
- ・突っ張り棒（サイズ4種類・2個1組）
- ・転倒防止板（幅4.3cm×90cm・2個1組）※一世帯に2組以内

【取付】

- ・原則として、器具の取り付けは市が行うが、取り付けを行うことができる方がいる世帯には、給付のみ。費用は全額、市が負担する。

(2) 落下物防止対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、市街地にあるビルのガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生した。また、平成17年6月には都内のオフィスビルにおいて、外壁タイル等の落下により負傷者を出す事故が発生した。

このようなことから、市では窓ガラスの落下防止に関しての実態調査及び外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する建物所有者に対して、実態調査と改善指導を行っていくものとする。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

昭和53年6月の宮城県沖地震では、27人の死者の死因のうち、16人がブロック塀等の倒壊によるものであり、その危険性が問題となった。

今後、ブロック塀の最新の実態把握を行うとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について啓発するとともに、建築確認申請時等の機会をとらえて改善指導を行っていく。

また、既存のブロック塀等の生垣化への転換については、生垣補助制度の活用等により普及を図るものとする。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏で多くの住宅・建築物でエレベーターが緊急停止した。この際、エレベーターのかごの中に利用者が長時間にわたり閉じ込められるなどの被害が発生した。

このため、地震時におけるエレベーターの運行や復旧、安全対策などに関する情報を提供するとともに、関係団体等に対し、閉じ込め防止措置の積極的な設置と復旧体制の整備を建物所有者や関係団体に働きかけ、市民の不安解消と被害防止対策を推進していく。

2 関係団体と連携した検討会等への参画

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震改修が進みやすい環境整備や情報提供の充実、耐震診断技術者の育成等といった施策を総合的に推進する体制づくりが必要である。

そのため市は、都や近隣自治体、建築関係団体による検討会等に参画し、適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものである。

用語解説

※1 中央防災会議

災害対策基本法第 11 条第 1 項に基づいて設置された会議で、内閣府に事務局を置き、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行っている。

※2 地震防災推進会議

国土交通大臣のもとに設置し、国土交通省に事務局を置き、耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて検討している。

※3 耐震改修促進法第 5 条第 7 項

市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市長村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

※4 新耐震基準

現行の耐震基準（新耐震基準）は昭和 56 年 6 月 1 日に導入された。この新耐震基準は、建築基準法の最低限遵守すべき規準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、きわめてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に被害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

※5 耐震化率

耐震性がある住宅・建築物（昭和 57 年以降の建築物及び昭和 56 年以前の建築物のうち、耐震性がある建築物数）が住宅・建築物数（昭和 57 年以降の建築物及び昭和 56 年以前の建築物数）に占める割合をいう。

※6 固定資産概要調書

概要調書等とは、地方税法第 418 条及び第 422 条の規定に基づき作成するもので、固定資産（土地家屋償却資産）の価格等に関する統計資料のこと。

※7 教育施設整備事業計画

小・中学校の施設及び設備の老朽化が進んでいることから、施設整備についての基本方針をたて、それぞれの事業の完成年度を設定し、教育施設整備基金等の活用を図りながら計画の最終年度まで進めていくものとして、市が平成 14 年 6 月に策定したもの。

※8 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号

都道府県は、建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項に、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載することができる旨を規定している。

※9 耐震改修促進法第 7 条第 1 項

所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必用な指導及び助言をすることができる旨を規定している。

※10 耐震改修促進法第 7 条第 3 項

所管行政庁は、前項の規定による支持を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る旨を規定している。

参考資料

東京都震災対策条例

東京都震災対策条例 抜粋

(重要建築物の耐震性等の強化)

第 17 条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物
- 二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

東京都震災対策条例施行規則 抜粋

(重要建築物の種類)

第 8 条 条例第 17 条第 1 号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
- 二 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
- 三 治水事務所及び東京港防災事務所
- 四 都立葬祭所
- 五 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
- 六 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
- 七 災害対策住宅及び職務住宅

2 条例第 17 条第 2 号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都養護老人ホーム条例（平成 11 年東京都条例第 136 号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成 11 年東京都条例第 135 号）に規定するナーシングホーム
- 二 都立の障害児者施設、盲、ろう学校及び養護学校

特定建築物一覧表（耐震改修促進法第6条）

法第6条	用途		特定建築物の規模要件	指示※対象となる特定建築物の規模要件
第1号	学校	小中学校、特別支援学校等	階数2以上かつ1,000㎡以上	1,500㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ボウリング場、スケート場、水泳場等の運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		老人ホーム、心身障害者福祉ホーム等に類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、心身障害者福祉センター等に類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等に類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		工場（危険物の貯蔵場又は処理上等は除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場等で旅客の乗降や待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	自動車車庫など自動車の停車や駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	保健所、税務署など公益上必要なもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		すべて	

※耐震改修促進法第7条第2項に基づく指示

東京都耐震改修促進計画における防災上重要な公共建築物

区分Ⅰ	東京都震災対策条例第 17 条に位置づけられ、防災上特に重要な建築物 <ul style="list-style-type: none">・ 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる施設・ 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる施設 (消防署、警察署、学校、病院等)
区分Ⅱ	区分Ⅰ以外で東京都震災対策条例第 17 条及び同施行規則第 8 条に規定される建築物、特定建築物の要件を満たす建築物その他防災上重要な建築物 <ul style="list-style-type: none">・ 建設事務所、保健所、中央卸売市場、養護老人ホーム、障害児者施設等・ 多数の者が利用する建築物(事務所、劇場、寄宿舍等)で階数が 3 以上かつ 1,000 m²以上のもの・ 震災時に重要な機能を果たすもの・ 特定建築物の規模には該当しないが不特定多数の都民が利用するもの

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法・抜粋）

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第 3 項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第 4 条第 2 項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要のものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第 4 条第 2 項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な支持を

することができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による支持を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。